



請願 31第 1 号

2019年2月12日

つくば市議会議長 神谷 大蔵 様

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を国に提出することを求める請願書

請願者 住所 茨城県つくば市 [REDACTED]

[REDACTED]

氏名 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]

紹介議員 (署名)

山本美和

北口ひとみ

#### ○請願趣旨

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。特に多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのびります。

また同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁致しました。1996年2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから22年が経過しましたが、いまだ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っておりません。

最高裁判所は2015年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方「選択肢が設けられていないことの不合理」については、裁判では見出すことは困難とされ、「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、民法の見直しを国会に委ねました。しかしながら今日に至るまで議論が進まない状況にあります。家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくありません。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や結婚を諦めるなど不都合をこうむる人が一定数いることも事実です。選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することは、国会及び政府の責務であると考えます。実際つくばには研究者や医師等の資格職者が多く、夫婦別姓の選択を望む声が増えています。

以上の理由から、国の関係機関への選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書をつくば市議会として国に提出することを請願致します。

#### ○請願事項

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を、つくば市議会から国へ提出すること